|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 医療従事者標準数算出表 |  |  |  　　　　 第１表施設表の（１４）の付表３ |
|  一　　般 |  精　　神 |  結　　核 |  療 　 養 |  感 染 症 |  |
|  【標準数計算式は、平成２６年８月改訂】 |
|  |  |  |  |  |  |  病院名 |  |  |

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  職　　種 |  現員数 |  標準数 |  適否 |  不足数 |  充足率 |
|  1. 医 師 |  　 人 |  　　　 　 　　 　　　　　　 一般（歯科等・眼科・ 　 眼科・耳鼻咽喉科 一般・結核 　　　療養・精神入院数　　　 　 耳鼻咽喉科・精神科除　 ・精神科の外来数　　　　注４ 感染症入院数 　　 　 く）・結核の外来数 （　　　　人） 　　　 （　　　　人） 　（　　　　人） （　　　　人）　　　＋ 　＋ ＋　 －　５２ ３ 　 ２．５ 　５ ３＋ １６ 標　準　数 ［｛（　　）＋（　　）｝＋｛（　　）＋（　　）｝］－５２ 　　　 （　　）－５２ ＝３＋ 　 ＝ ３＋ ＝ （　　人） １６ 　　　　　 １６ （規19条1項1号） |  |  人 |  ％ |
|
|
|
|
|
|
|  2. 歯 科 医 師 |  |  歯科、矯正歯科、小児歯科 歯科、矯正歯科、小児歯科 歯科口腔外科の入院数 歯科口腔外科の外来数 標　準　数 （ 　　　人） （ 　　　人） 　＋ 　　＝　　（ 　　　人） １６ ２０ （規19条1項2号） |  |  |  |
|
|
|  3.薬剤師 |  |  　一般・結核 療養・精神 　外来患者に係る ※ 外来患者に係る取扱い処方箋数 感染症入院数 入院数 　　 取扱い処方箋数 標　準　数 については、院外処方箋を除く （　　　人） （　　　　人） （　　　　人） (H10.11.30健政発125) ＋ ＋ ＝　（ 　　　人） 　　 ７０ 　　　　　 　１５０ 　　　７５ （規19条2項1号） |  |  |  |
|
|
|  4.看護師 (准看護師 ・助産師 ・歯科衛 　生士） |  |  　 　　　　　　　　　　 　 　　　　　　 　　 　　　 ※一般・感染入院患者には新生児も含む 一般入院数 　精神入院数　　　 結核入院数　　　 療養入院数　　　 感染症入院数　　 外来患者数　　※注４ （　　 　人） （　　 　人） 　（　 　　人） （　　　　人） （　　　　人）　 （ 　　 人）　 　 標　準　数 ＋ + ＋ ＋ ＋ 　＝ （　　　　人） 　　 ３ 　　　　　 ４（５）※注２　　 ４　　　　　　４（６）※注３ 　３ 　　　　　　 ３０ 入院患者に対する標準数(整数)＋外来患者に対する標準数(整数) ＝　標　準　数（規19条2項2号規附53条） |  |  |  |
|
|
|  5. 看 護 補助者 |  |  療養入院数 　 　　 標　準　数 （　　　人）  ＝ （　　　人） ４（６）※注３ （規19条2項3号,規附53条） |  |  |  |
|
|
|  6.栄養士 |  |  病床数１００床以上の病院　＝　（標準数　１人） （規19条2項4号） |  |  |  |

 ※注１：患者数は、第１表施設表（８）－１の一日平均入院患者数及び（１１）の一日平均外来患者数によること。

 ※注２：精神入院については、当分の間、看護補助者と合わせて４：１をみたせば、分母５により算定可。従って、４：１と５：１の差は看護補助者の必要数となる。

　　　　　（精神入院数／４－精神入院数／５＝精神入院数／２０）。但し、看護師の標準数算定にあたり分母４で算定した場合は、精神の看護補助者の算定は不要。

　※注３：経過措置：療養病床を有する病院であって、平成３０年６月３０日までの間に県に届出を行った病院に限って、分母６

　※注４：通院リハを実施している場合、「外来患者数」については、第１表　施設表（１１）の「１日平均外来患者数（通院リハ除）」に記入した数を用いて算出すること。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 医療従事者標準数算出表 |  |  |  　 第１表施設表の（１４）の付表３－１ 　　　（内科等５科を有する１００床以上且つ精神病床を有する病院等） |
|  一　　般 |  精　　神 |  結　　核 |  療 　 養 |  感 染 症 |  |
|  【標準数計算式は、平成２６年８月改訂】 |
|  |  |  |  |  |  |  病院名 |  |  |

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  職　　種 |  現員数 |  標準数 |  適否 |  不足数 |  充足率 |
|  1. 医 師 |  　 人 |  ※歯科、矯正歯科、小児歯科 　　 　 一般（歯科等・眼科・ 　 眼科・耳鼻咽喉科 歯科口腔外科を除く 　　　　　 療養入院数　　　 耳鼻咽喉科・精神科除く） ・精神科の外来数　　　　　※注４ 　　　 　　 ・結核の外来数 療養以外の入院数 （　　　　人） 　　　 （　　　　人） 　 　　　（　　　　人） （　　　　人）　　　＋ ＋ ＋ 　－　５２ ３ 　 ２．５ 　　　 ５ ３＋ １６ 標　準　数 ［｛（　　）＋（　　）｝＋｛（　　）＋（　　）｝］－５２ 　　　 （　　）－５２ ＝３＋ 　 ＝ ３＋ ＝ （　　人） １６ 　　　　　 １６ （規19条1項1号,規43条の2） |  |  人 |  ％ |
|
|
|
|
|
|
|  2. 歯 科 医 師 |  |  歯科、矯正歯科、小児歯科 歯科、矯正歯科、小児歯科 歯科口腔外科の入院数 歯科口腔外科の外来数 標　準　数 （ 　　　人） （ 　　　人） 　＋ 　　＝　　（ 　　　人） １６ ２０ （規19条1項2号） |  |  |  |
|
|
|  3.薬剤師 |  |  　療養以外の 　　 療養入院数 　 　 外来患者に係る ※ 外来患者に係る取扱い処方箋数 入院数　　 　　 　　 取扱い処方箋数 標　準　数 については、院外処方箋を除く （　　　人） （　　　　人） （　　　　人） (H10.11.30健政発125) ＋ ＋ ＝　（ 　　　人） 　　７０　　　　 　１５０ 　　　７５ （規19条2項1号,規43条の2） |  |  |  |
|
|
|  4.看護師 (准看護師 ・助産師 ・歯科衛 　生士） |  |  　 　　　 　　 　　　　　　　　　 　　　　　　 　※一般・感染入院患者には新生児も含む 一般入院数 精神入院数　　　 結核入院数　　　 療養入院数　　　　感染症入院数　　　外来患者数　　※注４ （　　 　人） （　　 　人） 　（　 　　人） 　（　　　　人） （　　　 人） （ 人） 　　標　準　数 ＋ + ＋ ＋ ＋ ＝ （　　　　　人） |  |  |  |
|
|
|  　　３ 　　　 　　　 ３　　　　　　　 ４　　　　　　　　４ 　　　　　　　 ３　 　　　　 ３０ 入院患者に対する標準数(整数)＋外来患者に対する標準数(整数) ＝　標　準　数（規19条2項2号,規43条の2） |  |  |  |
|
|  5. 看 護 補助者 |  |  療養入院数 標　準　集 （　　　人） 　　= （　　　人） ４（６）※注３ （規19条2項3号,規附53条） |  |  |  |
|
|
|  6.栄養士 |  |  病床数１００床以上の病院　＝　（標準数　１人） （規19条2項4号） |  |  |  |

 ※注１：患者数は、第１表施設表（８）－１の一日平均入院患者数及び（１１）の一日平均外来患者数によること。

 ※注２：「内科等５科」とは、内科、外科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科をいう。（規43条の2）

 ※注３：経過措置：療養病床を有する病院であって、平成３０年６月３０日までの間に県に届出を行った病院に限って、分母６

　※注４：通院リハを実施している場合、「外来患者数」については、第１表　施設表（１１）の「１日平均外来患者数（通院リハ除）」に記入した数を用いて算出すること。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 医療従事者標準数算出表 |  |  |  　　　　 第１表施設表の（１４）の付表３－２ （療養病床50%超） |
|  一　　般 |  精　　神 |  結　　核 |  療 　 養 |  感 染 症 |  |
|  【標準数計算式は、平成２６年８月改訂】 |
|  |  |  |  |  |  |  病院名 |  |  |

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  職　　種 |  現員数 |  標準数 |  適否 |  不足数 |  充足率 |
|  1. 医 師 |  　 人 |  　　　 　 療養・精神 　　 一般（歯科等・眼科・ 　眼科・耳鼻咽喉 一般・結核 　　　　入院数　　　　　 　 耳鼻咽喉科・精神除く）　 科・精神科の外来数　　　※注４ 感染症入院数 　　 ・結核の外来数 （　　　　人） 　　　 （　　　　人） 　（　　　　人） （　　　　人）　　　＋ 　＋ ＋ －　３６ ３ 　 ２．５ 　 ５ ２＋ １６ 標　準　数 ［｛（　　）＋（　　）｝＋｛（　　）＋（　　）｝］－３６ 　　　　 （　　）－３６ ＝２＋ 　 　＝ ２＋ ＝ （　　人） １６ 　　　　　 　 １６ （規19条1項1号,規49条） |  |  人 |  ％ |
|
|
|
|
|
|
|  2. 歯 科 医 師 |  |  歯科、矯正歯科、小児歯科 歯科、矯正歯科、小児歯科 歯科口腔外科の入院数 歯科口腔外科の外来数 標　準　数 （ 　　　人） （ 　　　人） 　＋ 　　＝　　（ 　　　人） １６ ２０ （規19条1項2号） |  |  |  |
|
|
|  3.薬剤師 |  |  　一般・結核・　 療養・精神 　 外来患者に係る ※ 外来患者に係る取扱い処方箋数 感染症入院数 入院数 　　 取扱い処方箋数 標　準　数 については、院外処方箋を除く （　　　人） （　　　　人） （　　　　人） (H10.11.30健政発125) ＋ ＋ ＝　（ 　　　人） 　　７０　　　　 　１５０ 　　　７５ （規19条2項1号） |  |  |  |
|
|
|  4.看護師 (准看護師 ・助産師 ・歯科衛 　生士） |  |  　 　　　 　　 　　　　　　　　　 　　　　　　 　※一般・感染入院患者には新生児も含む 一般入院数 精神入院数　　　 結核入院数　　　 療養入院数　　　　感染症入院数　　　外来患者数　　※注４ （　　 　人） （　　 　人） 　（　 　　人） 　（　　　　人） （　　　 人） （ 人） 　　　標　準　数 ＋ + ＋ ＋ ＋ 　 ＝ （　　　　　人） |  |  |  |
|
|
|  　　 ３ 　　　　　 ４（５）※注２　　　 ４　　　　　 ４（６）※注３　　 　　３　 ３０ 入院患者に対する標準数(整数)＋外来患者に対する標準数(整数) ＝　標　準　数（規19条2項2号, 規附53条） |  |  |  |
|  5. 看 護 補助者 |  |  療養入院数  　 　標　準　数 （　　　人） 　 ＝ （　　　人） |  |  |  |
|
|
|  ４（６）※注３ （規19条2項3号,規附53条） |  |  |  |
|
|  6.栄養士 |  |  病床数１００床以上の病院　＝　（標準数　１人） （規19条2項4号） |  |  |  |

 ※注１：患者数は、第１表施設表（８）－１の一日平均入院患者数及び（１１）の一日平均外来患者数によること。

 ※注２：当分の間、精神の看護補助者と合わせて４：１をみたせば、分母５により算定可。従って、４：１と５：１の差は看護補助者の必要数となる。

　　　　　（精神入院数／４－精神入院数／５＝精神入院数／２０）。但し、看護師の標準数算定にあたり分母４で算定した場合は、精神の看護補助者の算定は不要。

 ※注３：経過措置：療養病床を有する病院であって、平成３０年６月３０日までの間に県に届出を行った病院に限って、分母６

　※注４：通院リハを実施している場合、「外来患者数」については、第１表　施設表（１１）の「１日平均外来患者数（通院リハ除）」に記入した数を用いて算出すること。